

第 10 号議案

豊後大野市税条例の一部改正について

豊後大野市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市税条例の一部を改正する条例

豊後大野市税条例（平成 17 年豊後大野市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条から第 17 条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

- 第 8 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この条及び次条において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第 4 項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。
- 2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 市長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 市長は、第 3 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収の猶予の申請手続等）

第 9 条 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
 - (6) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、提供しようとする法第 16 条第 1 項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第 15 条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項
- 4 法第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。
- 5 法第 15 条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項
- 6 法第 15 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 4 号に掲げる書類とする。
- 7 法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間は、20 日とする。
- （職権による換価の猶予の手続等）

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）ごとに分割納付又は分割納入する方法とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定す

る期間は、20 日とする。

（担保を徴する必要がない場合）

第 12 条 法第 16 条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が 100 万円以下である場合、猶予期間が 3 月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第 13 条から第 17 条まで 削除

第 18 条中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 51 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項第 1 号中「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第 71 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

第 89 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

第 90 条第 2 項及び第 3 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項第 1 号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第 15 項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の豊後大野市税条例（以下「新条例」という。）

第 8 条から第 9 条まで及び第 12 条（地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「28 年新法」という。）第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に申請される 28 年新法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収猶予について適用し、同日前に申請された平成 27 年改正法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28 年旧法」という。）第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 10 条及び第 12 条(28 年新法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた 28 年旧法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 11 条及び第 12 条(28 年新法第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に同項に規定する納期限が到来する市の徴収金について適用する。